平成２６年（フ）第１０３号
愛知県知立市八橋町山田谷25番地４
債務者　有限会社鈴健
代表者代表取締役　鈴木　建次
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月18日午後２時10分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２１７号
大阪府藤井寺市小山６丁目６番２号
債務者　株式会社佐々木金型製作所
代表者代表取締役　佐々木　雄
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原麗央奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月28日午前11時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
香川県高松市太田上町1060番地14
債務者　有限会社オフィスキャラ美容室バス通り
代表者代表取締役　平尾　里志
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉井　邦芳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月１日午前10時
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１７号
宮崎県日南市北郷町北河内4373番地12
債務者　日髙　益見
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洲崎　達也
4　破産債権の届出期間　平成26年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成26年７月７日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
宮崎県日南市北郷町北河内4373番地12
債務者　日髙　雅代
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洲崎　達也
4　破産債権の届出期間　平成26年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成26年７月７日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
宮崎県日南市北郷町北河内4373番地12
債務者　日髙　勝
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洲崎　達也
4　破産債権の届出期間　平成26年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成26年７月７日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
宮崎県日南市北郷町北河内4373番地12
債務者　日髙　優子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洲崎　達也
4　破産債権の届出期間　平成26年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成26年７月７日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
岡山県倉敷市加須山740番地３　コーポ藤原Ｂ―103号
債務者　山本　睦寿
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新庄　将彦
4　破産債権の届出期間　平成26年５月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月９日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第８４号
岡山県倉敷市茶屋町475番地　ホープロッジＢ110
債務者　中島　肇
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　財津　唯行
4　破産債権の届出期間　平成26年５月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第４号
青森県十和田市東十三番町23番26号　ハイツタカヤ３号
債務者　小野寺修一
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　陽大
4　破産債権の届出期間　平成26年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第８８号
茨城県ひたちなか市東大島１丁目10番６号、住民票上の住所茨城県水戸市上水戸２丁目２番20―402号　スカイタウン上水戸
債務者　石原　豊
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　隆志
4　破産債権の届出期間　平成26年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第６３６号
札幌市西区発寒14条１丁目５番15―1202号
債務者　佐々木健一
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　惇紀
4　破産債権の届出期間　平成26年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月２日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５８号
長崎県西彼杵郡長与町岡郷577番地２―102号
債務者　亀澤さゆり
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂越　博子
4　破産債権の届出期間　平成26年５月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月２日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７０号
愛知県岡崎市坂左右町字堤上48番地　アルモニー奏105
債務者　新實　康秀
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　茂樹
4　破産債権の届出期間　平成26年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月11日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係